

東京消防庁 川崎 市 消防相互応援協定

昭和 43 年 8 月 10 日
東京消防庁告示第 15 号

改正 昭和 43 年 10 月 5 日告示第 16 号(い) 平成 5 年 3 月 26 日告示第 2 号(れ)
昭和 44 年 4 月 23 日告示第 8 号(ろ) 平成 6 年 12 月 13 日告示第 9 号(そ)
昭和 47 年 4 月 6 日告示第 2 号(は) 平成 8 年 3 月 5 日告示第 3 号(つ)
昭和 47 年 8 月 12 日告示第 15 号(に) 平成 9 年 8 月 29 日告示第 8 号(ね)
昭和 49 年 2 月 26 日告示第 4 号(ほ) 平成 9 年 11 月 25 日告示第 11 号(な)
昭和 50 年 10 月 27 日告示第 12 号(へ) 平成 17 年 8 月 4 日告示第 6 号(ら)
昭和 51 年 9 月 27 日告示第 22 号(と) 平成 18 年 4 月 11 日告示第 4 号(む)
昭和 52 年 9 月 20 日告示第 5 号(ち) 平成 19 年 4 月 10 日告示第 3 号(う)
昭和 55 年 12 月 25 日告示第 9 号(り) 平成 20 年 1 月 21 日告示第 1 号(み)
昭和 57 年 7 月 17 日告示第 4 号(ぬ) 平成 21 年 4 月 14 日告示第 6 号(の)
昭和 57 年 12 月 13 日告示第 8 号(る) 平成 22 年 2 月 15 日告示第 1 号(お)
昭和 58 年 3 月 18 日告示第 3 号(を) 平成 24 年 11 月 29 日告示第 10 号(く)
昭和 58 年 11 月 17 日告示第 8 号(わ) 令和 2 年 7 月 27 日告示第 15 号(や)
昭和 63 年 12 月 14 日告示第 13 号(か) 令和 3 年 11 月 19 日告示第 7 号(ま)
平成 2 年 2 月 26 日告示第 1 号(よ)
平成 3 年 12 月 18 日告示第 9 号(た)

第 1 条 消防組織法第 39 条の規定に基づく東京消防庁(以下「甲」という。)と川崎市(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。(は)(う)

第 2 条 この協定は、火災又は救急事故等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

第 3 条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援(ろ)(そ)(み)

ア 別表第 1 に定める区域内に発生した災害に係る出場は、次によるものとする。

(ア) 火災を受報又は覚知した場合は、応援側から 1 隊出場するものとし、延焼火災の場合は更に 1 隊出場するものとする。

(イ) 救急事故で被応援側の長の要請があった場合又は応援側の状況判断により出場の必要を認めた場合は、応援側から1隊出場するものとする。

イ 別表第2に定める区域内に発生した災害を受報又は覚知した場合は、別に定めるところにより出場するものとする。

(2) 特別応援

甲又は乙の管轄区域内に大火災又は集団災害等が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず被応援側の長の要請又は応援側の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、そのつど応援側において決定するものとする。

第4条 応援出場隊は、すべての現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

第5条 応援出場隊の長は、消防行動についてすみやかに現場最高指揮者に報告するものとする。

第6条 応援に当つて要した経常的経費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。ただし、甲及び乙の消防長が協議して定める経費についてはこの限りでない。(と)

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲及び乙の消防長が協議の上、別に定めるものとする。(み)

第8条 この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲、乙協議して決定するものとする。

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

付 則

1 この協定は、昭和 43 年8月 15 日から効力を生ずる。

2 東京都(東京消防庁)と川崎市(川崎市消防局)との消防相互応援協定(昭和 41 年5月東京消防庁告示第9号)は、これを廃止する。

上記のとおり協定する。

昭和 43 年8月2日

付 則(昭和 43 年 10 月告示第 16 号)

この協定は、昭和 43 年 10 月 12 日から効力を生ずる。

付 則(昭和 44 年4月告示第8号)

この協定は、昭和 44 年4月 25 日から効力を生ずる。

付 則(昭和 47 年4月告示第2号)

この協定は、昭和 47 年4月1日から効力を生ずる。

付 則(昭和 47 年8月告示第 15 号)

この協定は、昭和 47 年8月1日から効力を生ずる。

付 則(昭和 49 年2月告示第4号)

この協定は、昭和 49 年2月 25 日から効力を生ずる。

付 則(昭和 50 年 10 月告示第 12 号)

この協定は、昭和 50 年 10 月 20 日から効力を生ずる。

付 則(昭和 51 年9月告示第 22 号)

この協定は、昭和 51 年9月 15 日から効力を生ずる。

付 則(昭和 52 年9月告示第5号)

この協定は、昭和 52 年9月1日から効力を生ずる。

附 則(昭和 55 年 12 月告示第9号)

この協定は、昭和 55 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

附 則(昭和 57 年 7 月 告示第 4 号)

この協定は、昭和 57 年 7 月 1 日から効力を生ずる。

附 則(昭和 57 年 12 月 告示第 8 号)

この協定は、昭和 57 年 11 月 1 日から効力を生ずる。

附 則(昭和 58 年 3 月 告示第 3 号)

この協定は、昭和 58 年 2 月 1 日から効力を生ずる。

附 則(昭和 58 年 11 月 告示第 8 号)

この協定は、昭和 58 年 11 月 1 日から効力を生ずる。

附 則(昭和 63 年 12 月 告示第 13 号)

この協定は、昭和 63 年 11 月 27 日から効力を生ずる。

附 則(平成 2 年 2 月 告示第 1 号)

この協定は、平成 2 年 2 月 26 日から効力を生ずる。

附 則(平成 3 年 12 月 告示第 9 号)

この協定は、平成 3 年 11 月 25 日から効力を生ずる。

附 則(平成 5 年 3 月 告示第 2 号)

この協定は、平成 5 年 2 月 22 日から効力を生ずる。

附 則(平成 6 年 12 月 告示第 9 号)

1 この協定は、平成 6 年 12 月 1 日から効力を生ずる。

2 この協定の締結に伴い、昭和 51 年 9 月 14 日東京消防庁及び川崎市間において締結した東京消防庁と川崎市との消防相互応援協定に基づく航空機特別応援に関する覚書は、効力を失う。

附 則(平成 8 年 3 月 告示第 3 号)

この協定は、平成 8 年 2 月 13 日から効力を生ずる。

附 則(平成 9 年 8 月 告示第 8 号)

この協定は、平成 9 年 9 月 1 日から効力を生ずる。

附 則(平成 9 年 11 月 告示第 11 号)

この協定は、平成 9 年 11 月 25 日から効力を生ずる。ただし、東扇島管理用通路に係る改正部分は、同年 12 月 12 日から効力を生ずる。

附 則(平成 17 年 8 月 告示第 6 号)

この協定は、平成 14 年 10 月 15 日から効力を生ずる。

附 則(平成 18 年 4 月 告示第 4 号)

この協定は、平成 18 年 3 月 13 日から効力を生ずる。

附 則(平成 19 年 4 月 告示第 3 号)

この協定は、平成 18 年 11 月 20 日から効力を生ずる。

附 則(平成 20 年 1 月 告示第 1 号)

この協定は、平成 19 年 10 月 1 日から効力を生ずる。

附 則(平成 21 年 4 月 告示第 6 号)

この協定は、平成 21 年 3 月 29 日から効力を生ずる。

附 則(平成 22 年 2 月 告示第 1 号)

この協定は、平成 22 年 2 月 15 日から効力を生ずる。

附 則(平成 24 年 11 月告示第 10 号)

この協定は, 平成 24 年 11 月 19 日から効力を生ずる。

附 則(令和2年7月告示第 15 号)

この協定は, 令和2年7月 25 日から効力を生ずる。

附 則(令和3年 11 月告示第7号)

この協定は, 令和3年11月22日から効力を生ずる。

東京消防庁消防長

消防総監 大 川 鶴 二

川 崎 市

市 長 金 刺 不二太郎

協定締結日 昭和 47 年3月 25 日(抄)
協定締結日 昭和 47 年7月 31 日(抄)
協定締結日 昭和 49 年2月 15 日(抄)
協定締結日 昭和 50 年 10 月 15 日(抄)
協定締結日 昭和 51 年9月 14 日(抄)
協定締結日 昭和 52 年9月 1 日(抄)
協定締結日 昭和 55 年 12 月 1 日(抄)
協定締結日 昭和 57 年6月 30 日(抄)
協定締結日 昭和 57 年 10 月 29 日(抄)
協定締結日 昭和 58 年1月 31 日(抄)
協定締結日 昭和 58 年 10 月 31 日(抄)
協定締結日 昭和 63 年 11 月 26 日(抄)
協定締結日 平成2年2月 8 日(抄)
協定締結日 平成3年 11 月 19 日(抄)
協定締結日 平成5年2月 15 日(抄)
協定締結日 平成6年 11 月 30 日(抄)
協定締結日 平成8年2月 7 日(抄)
協定締結日 平成9年8月 25 日(抄)
協定締結日 平成9年 11 月 20 日(抄)
協定締結日 平成 14 年 10 月 10 日(抄)
協定締結日 平成 18 年3月 9 日(抄)
協定締結日 平成 18 年 11 月 20 日(抄)
協定締結日 平成 19 年9月 12 日(抄)
協定締結日 平成 21 年3月 19 日(抄)
協定締結日 平成 22 年2月 1 日(抄)
協定締結日 平成 24 年 11 月 13 日(抄)
協定締結日 令和2年7月 16 日(抄)
協定締結日 令和3年 11 月 11 日(抄)

別表第1(い)(ろ)(は)(に)(ほ)(へ)(と)(ち)(り)(ぬ)(る)(を)(わ)(か)(よ)(た)(れ)(そ)(つ)(ね)(な)(ら)(む)(ゐ)(お)(く)
(や)(ま)

普 通 応 援 出 場 区 域

東京消防庁側の応援区域	川崎市側の応援区域
川崎区のうち 伊勢町 大師駅前1丁目 大師駅前2丁目 日ノ出1丁目 日ノ出2丁目 殿町1丁目 殿町2丁目 殿町3丁目 江川1丁目 江川 2丁目 田町1丁目 田町2丁目 田町3丁 目 小島町 大師河原1丁目 大師河原2丁 目 出来野 大師本町 大師町 大師公園 東門前1丁目 東門前2丁目 東門前3丁目 中瀬1丁目 中瀬2丁目 中瀬3丁目 昭和 1丁目 昭和2丁目 砂子1丁目 砂子2丁 目 本町1丁目 本町2丁目 堀之内町 宮 本町 宮前町 榎町 東田町 駅前本町 富 士見1丁目 旭町1丁目 旭町2丁目 鈴木 町 港町 幸区のうち 堀川町 幸町1丁目 幸町2丁目 幸町3 丁目 幸町4丁目 中幸町1丁目 中幸町2 丁目 中幸町3丁目 中幸町4丁目 戸手1 丁目 戸手2丁目 戸手3丁目 戸手4丁目 小向町 小向仲野町 小向東芝町 小向西町 1丁目 小向西町2丁目 小向西町3丁目 小向西町4丁目 河原町 遠藤町 紺屋町 古市場 東古市場 古市場1丁目 古市場2 丁目 中原区のうち 新丸子町 新丸子東1丁目 新丸子東2丁 目 新丸子東3丁目 丸子通1丁目 丸子通 2丁目 上丸子山王町1丁目 上丸子山王町 2丁目 上丸子 上丸子八幡町 上丸子天神	大田区のうち 萩中一丁目 萩中二丁目 萩中三丁目 本 羽田一丁目 本羽田二丁目 本羽田三丁目 羽田一丁目 羽田二丁目 羽田三丁目 羽田 四丁目 羽田五丁目 羽田六丁目 羽田旭町 西六郷一丁目 西六郷二丁目 西六郷三丁目 西六郷四丁目 仲六郷二丁目 仲六郷三丁目 仲六郷四丁目 東六郷二丁目 東六郷三丁目 南六郷一丁目 南六郷二丁目 南六郷三丁目 多摩川一丁目 多摩川二丁目 東矢口二丁目 東矢口三丁目 新蒲田一丁目 新蒲田二丁目 新蒲田三丁目 下丸子一丁目 下丸子二丁目 下丸子三丁目 下丸子四丁目 矢口一丁目 矢口二丁目 矢口三丁目 千鳥三丁目 田園 調布本町 田園調布南 南久が原二丁目 鶉 の木一丁目 鶉の木二丁目 鶉の木三丁目 田園調布一丁目 田園調布二丁目 田園調布 三丁目 田園調布四丁目 田園調布五丁目 世田谷区のうち 等々力一丁目 等々力二丁目 玉堤一丁目 玉堤二丁目 尾山台一丁目 尾山台二丁目 玉川一丁目 玉川二丁目 玉川三丁目 玉川 四丁目 上野毛一丁目 上野毛二丁目 上野 毛三丁目 上野毛四丁目 野毛一丁目 野毛 二丁目 野毛三丁目 中町一丁目 中町二丁 目 町田市のうち

町 小杉町1丁目 小杉町2丁目 小杉町3丁目 小杉御殿町1丁目 小杉御殿町2丁目 小杉陣屋町1丁目 小杉陣屋町2丁目 宮内1丁目 宮内2丁目 宮内3丁目 宮内4丁目 等々力 市ノ坪 上平間 田尻町 北谷町 中丸子 下沼部 小杉 高津区のうち 溝口1丁目 溝口2丁目 溝口3丁目 溝口4丁目 溝口5丁目 溝口6丁目 二子1丁目 二子2丁目 二子3丁目 二子4丁目 二子5丁目 二子6丁目 諏訪1丁目 諏訪2丁目 諏訪3丁目 北見方1丁目 北見方2丁目 北見方3丁目 下野毛1丁目 下野毛2丁目 下野毛3丁目 瀬田 久地 久地1丁目 久地2丁目 久地3丁目 久地4丁目 宇奈根 多摩区のうち 和泉 登戸 登戸新町 堰1丁目 堰2丁目 堰3丁目 宿河原1丁目 宿河原2丁目 宿河原3丁目 宿河原4丁目 宿河原5丁目 宿河原6丁目 宿河原7丁目 中野島 中野島1丁目 中野島2丁目 中野島3丁目 中野島4丁目 中野島5丁目 中野島6丁目 布田 菅稲田堤1丁目 菅稲田堤2丁目 菅稲田堤3丁目 麻生区のうち 岡上 岡上1丁目 岡上2丁目 岡上3丁目 岡上4丁目 岡上5丁目 岡上6丁目 黒川のうち小田急電鉄多摩線以南 はるひ野2丁目 はるひ野3丁目 はるひ野4丁目	三輪町 三輪緑山一丁目 三輪緑山二丁目 三輪緑山三丁目 三輪緑山四丁目 金井ヶ丘五丁目 狛江市のうち 中和泉一丁目 中和泉二丁目 中和泉三丁目 中和泉四丁目 中和泉五丁目 西和泉一丁目 西和泉二丁目 和泉本町一丁目 和泉本町二丁目 和泉本町三丁目 和泉本町四丁目 東和泉一丁目 東和泉二丁目 東和泉三丁目 東和泉四丁目 元和泉一丁目 元和泉二丁目 元和泉三丁目 猪方一丁目 猪方二丁目 猪方三丁目 猪方四丁目 駒井町一丁目 駒井町二丁目 駒井町三丁目 多摩市のうち 永山四丁目 永山五丁目 諏訪四丁目 諏訪五丁目 諏訪六丁目 聖ヶ丘三丁目 聖ヶ丘四丁目 聖ヶ丘五丁目
---	---

別表第2(み)(の)

自動車専用道路普通応援出場区域

東京消防庁側の応援区域	川崎市側の応援区域
第三京浜道路下り線のうち 第三京浜道路起点から京浜川崎インターチェンジまでの川崎市の管轄区域 東名高速道路下り線のうち 東京インターチェンジから東名川崎インターチェンジまでの川崎市の管轄区域 首都高速横浜羽田空港線下り線のうち 羽田ランプから大師ジャンクション合流点までの川崎市の管轄区域 首都高速湾岸線西行きのうち 湾岸環八ランプから川崎浮島ジャンクションまでの川崎市の管轄区域	第三京浜道路上り線のうち 京浜川崎インターチェンジから第三京浜道路起点までの東京消防庁の管轄区域 東名高速道路上り線のうち 東名川崎インターチェンジから東京インターチェンジまでの東京消防庁の管轄区域 首都高速横浜羽田空港線上り線のうち 大師ランプから羽田ランプまでの東京消防庁の管轄区域 首都高速湾岸線東行きのうち 川崎浮島ジャンクションから空港中央ランプまでの東京消防庁の管轄区域